令和８年１月１６日

保護者 各位

世田谷区立弦巻小学校
学校長 福留 修一

出席停止について

学校では、感染症にかかったり、またはかかっているおそれがあったりする場合は、適切な療養をし早期に治癒させるため、また、他の児童への感染を防ぐために、「出席停止」としています。なお、この期間中は「欠席」の取扱いとはなりません。

下表の感染症等で欠席する場合は、必ず**「すぐーる」の欠席・遅刻連絡の備考欄**に、欠席理由を連絡してください。なお、医師から登校の許可が出たり、症状が回復して感染症の心配がなくなり登校を再開（出席停止解除）したりするときにも、必ず事前に学校へ下枠の内容をお伝えください。

学校へ「すぐーる」で伝える内容

＜出席停止開始時＞ ※必須
受診日・受診した医療機関名・症状・病名・決まっている場合はお休みをする期間
＜出席停止期間中＞ ※任意
病名・現在の症状など
＜出席停止解除時＞ ※必須
登校再開日

出席停止の基準（下記の感染症は必ず出席停止になります。）			
インフルエンザ	発症後５日、かつ解熱後２日を経過するまで		
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで		
麻疹（はしか）	解熱後３日を経過するまで		
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで		
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで		
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで		
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後２日を経過するまで		
新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで		
医師が必要と認めたとき、出席停止となる感染症 医師が感染の恐れがないと認めるまで出席停止になりますので、医師にご確認ください。			
結核	溶連菌感染症	手足口病	マイコプラズマ感染症
髄膜炎菌性髄膜炎	伝染性紅斑(りんご病)	ヘルパンギーナ	急性出血性結膜炎
感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス等）	腸管出血性大腸菌感染症	流行性角結膜炎（はやり目）	アデノウイルス感染症
その他（ 主治医が必要と認めた感染症 ）			